



島根県報

令和2年4月28日（火）

号外第58号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企規程】

島根県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

（企業局経営課） 2

島根県公営企業管理規程

島根県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第6号

島根県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

島根県工業用水道事業給水規程（昭和44年島根県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第2条」を「第3条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、同項本文に規定する期限を延長することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。